○国土交通省告示第千百五十七号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第五条第一項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第二千三百四十六号（国土交通省建設業者提出書類閲覧所の場所）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月二十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

○国土交通省告示第千百五十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月二十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項各号列記以外の部分中「軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第五号の規定は適用せず、」を削り、同項第五号中「原動機制御」を「原動機制御等」に、「別添116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準」に改め、同号に次のように加える。

イ　軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のものを除く。）　別添116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準

ロ　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの

次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと

(1)　原動機が始動するとき

(2)　原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき

(3)　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08Ｈモード法及びＪＣ08Ｃモード法により走行するとき

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百五十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月二十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項表第十三号中「第四十一条第二項第五号」を「第四十一条第二項第五号イ」に改め、同表の第十五号の次に次の一号を加える。

十六　平成二十七年十一月十九日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車	細目告示第四十一条第二項第五号ロ

第二十八条第百六十九項中「第四十一条第二項第五号」を「第四十一条第二項第五号イ」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第八十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	浅茂川港東内防波堤灯台
位置	
所在地	京都府浅茂川港（東内防波堤外端）
北緯	三五―四一―三一
東経	一三五―〇〇―五六
廃止年月日	平成二十七年十月二十六日
名称	加茂港西内防波堤灯台
位置	
所在地	山形県加茂港（西内防波堤外端）
北緯	三八―四五―四七
東経	一三九―四三―五八
廃止年月日	平成二十七年十月二十七日
名称	鳥取港第三防波堤標示灯
位置	
所在地	鳥取県鳥取港（第三防波堤外端）
北緯	三五―三二―四四
東経	一三四―一一―〇五
廃止年月日	平成二十七年十月三十日

○海上保安庁告示第八十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	宇部港第五号灯浮標
位置	
所在地	山口県宇部港（宇部港西防波堤灯台の南南西方約二・一キロメートル）
北緯	三三―五五―一五
東経	一三一―一三―一三
変更した事項	一時位置変更中のところ復旧
変更年月日	平成二十七年十月二十六日
名称	宇部港第六号灯浮標
位置	
所在地	山口県宇部港（宇部港西防波堤灯台の南南西方約二・一キロメートル）
北緯	三三―五五―一二
東経	一三一―一三―二三
変更した事項	一時位置変更中のところ復旧
変更年月日	平成二十七年十月二十六日
名称	須江港沖東防波堤灯台
位置	
所在地	和歌山県東牟婁郡串本町（須江港沖東防波堤外端）
北緯	三三―二七―二〇
東経	一三五―四九―五四
変更した事項	光達距離
	実効光度七八カンデラ
	五・〇海里
	高さ
	地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十七年十月二十七日
名称	和歌山南防波堤灯台
位置	
所在地	和歌山県和歌山下津港和歌山区（南防波堤外端）
北緯	三四―一二―五二
東経	一三五―〇八―〇五